資料1－1

平成27年度保険料率等について

全国健康保険協会
協会けんぽ
福島支部

平成26年9月16日
運営委員会資料
2-2

平成27年度保険料率等について

１．制度改正

平成27年度医療保険制度改革に向けて、協会要望事項の実現を引き続き強く訴えていく。

①国庫補助率20%への引上げ

②高齢者医療制度の見直し

・高齢者医療への公費負担の拡充

・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

③その他

・傷病手当金と出産手当金の見直し　等

２．27年度保険料

27年度保険料についてどう考えるか。

○　直近の5年収支見通し（26年7月試算）も踏まえて、27年度保険料についてどう考えるか

３．激変緩和措置

27年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

○　27年度の激変緩和率についてどう考えるか

※　現行の激変緩和率は2.5/10。前回法改正により財政特例措置は2年延長（25・26年度）されたが、激変緩和措置期間も2年延長（平成32年3月まで）され、激変緩和率は24年度から維持されてきている。

○　仮に平均保険料率が維持された場合の都道府県単位保険料率の扱いをどうするか

※　都道府県単位保険料率の算定方式は法令で規定されており、仮に平均保険料率及び激変緩和率が維持された場合でも、都道府県ごとに医療給付費等の変動状況が異なることから、27年度の都道府県単位保険料率が現在のものと同一になるとは限らない。

４．変更時期

仮に保険料率の変更をする場合、変更時期は4月納付分からでよいか。

都道府県単位保険料率算定の仕組み（イメージ）

年齢が全国平均より低く、所得が低い福島のケース（平成26年度　保険料率算定の例）

年齢構成の割合が低いほど医療給付費が少なくなるため、全国平均との格差を調整

所得が低いほど総報酬額が少なくなるため、全国平均との格差を調整

都道府県単位保険料率への円滑な移行を図るために、激変緩和措置を講じた上で保険料率を設定することとなっている。
【激変緩和率】
22年度：1.5/10→23年度：2/10→24年度以降2.5/10（平成32年3月まで財政特例措置により延長）

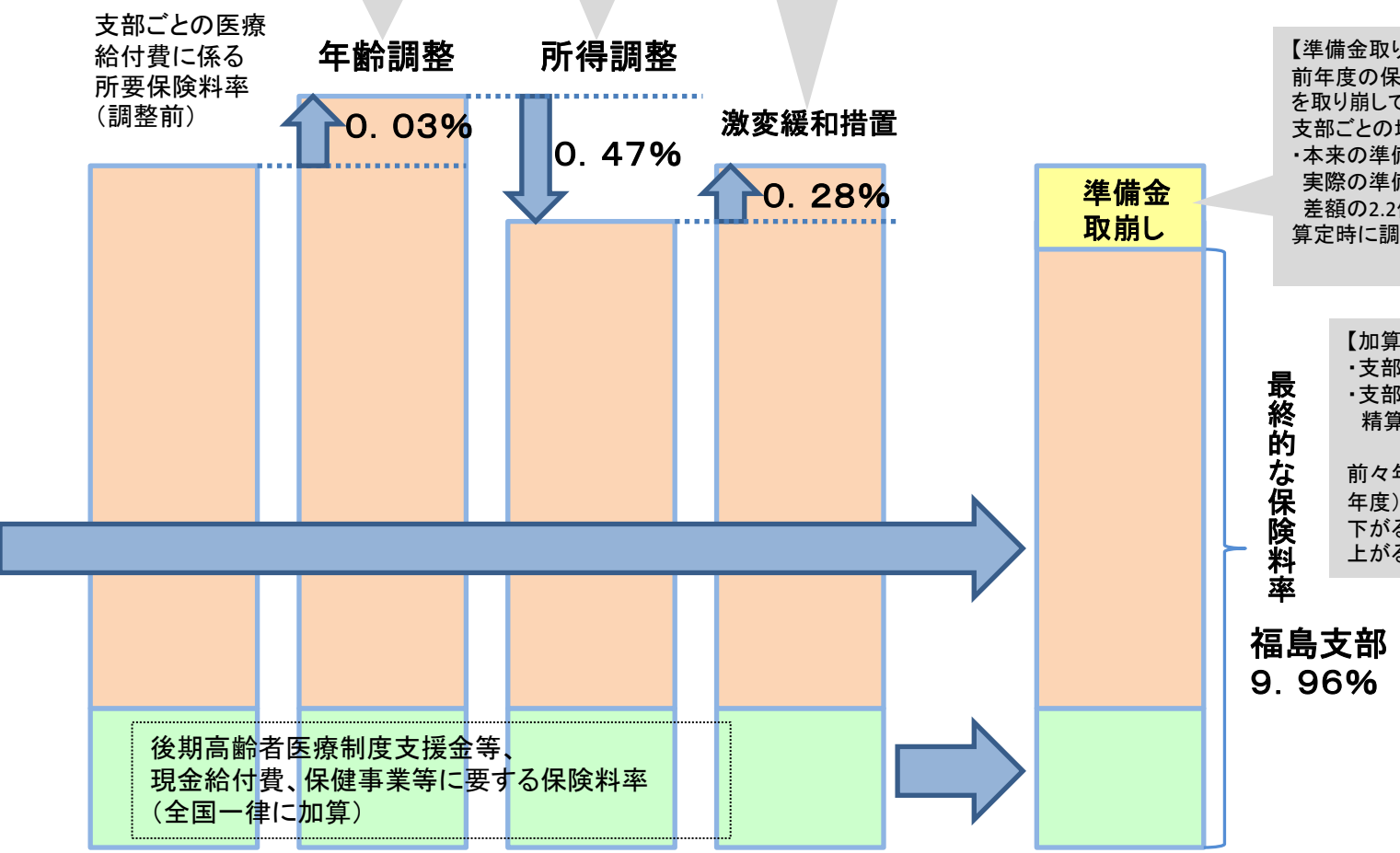

【準備金取り崩し】
前年度の保険料率が維持されるよう、準備金を取り崩して調整。
支部ごとの地域差は、翌々年度に加算される。
・本来の準備金取り崩し額　9．8億円
　実際の準備金取り崩し額　7．6億円
　差額の2.2億円は、平成28年度の保険料率算定時に調整される

【加算額】
・支部ごとの特別計上分に係る料率分
・支部ごとの収支決算における収支差の精算に係る料率分

前々年度（平成26年度の場合は平成24年度）の収支差がプラスの場合は料率が下がる方向へ、マイナスの場合は料率が上がる方向へ作用する。

【参考】 平成26年度福島支部保険料率について（1）

福島支部の都道府県単位保険料率について

第1号保険料率

支部療養の給付等
59,908百万円

- 福島支部医療給付費 **65,229百万円**
- 年齢調整額 **347百万円**
- 所得調整額 **▲5,668百万円**

＋

第2号保険料率

後期高齢者支援金等の拠出金及び現金給付額等
55,607百万円

- 現金給付等　357,473
- 拠出金等　3,082,603

× 福島支部総報酬額 1,214,958 ／ 全国の総報酬額 75,161,724

＋

第3号保険料率

支部の保健事業等に要する費用の額
2,825百万円

- 業務経費，一般管理費　151,164
- 貸付金　732
- 雑支出　2,377
- 事務経費，雑支出（国）　20,500

× 福島支部総報酬額 1,214,958 ／ 全国の総報酬額 75,161,724

－

収入等

健康保険事業に要する費用のための収入等のうち支部ごとに協会が定める額
346百万円

- 貸付金返済収入　732
- 雑収入　13,285
- 日雇特例被保険者保険料収入　3,354
- 後期高齢者制度円滑に係る補助金　125
- 雑収入(国)　3,882

× 福島支部総報酬額 1,214,958 ／ 全国の総報酬額 75,161,724

福島支部の総報酬額
1,214,958百万円

第1号保険料率	＋	第2号保険料率	＋	第3号保険料率	－	健康保険事業に要する費用のための収入等のうち支部ごとに協会が定める額を支部総報酬額で除して得た率
4.93%		4.58%		0.23%		0.03%

≒ **福島支部の保険料率**
9.71%

※ 医療給付費については、平成24年度実績をベースに東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による　一部負担免除額及び波及増分に係る額を控除して算出。
※ 特別計上、平成24年度収支差の精算は含まれていない。
※ 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

【参考】 平成26年度福島支部保険料率について（2）

年齢調整額について

平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

①全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の加入者の年齢構成を全国平均とした場合の年齢階級別の加入者数を乗じた額
（＝全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数を乗じた額）

全国平均の年齢階級別の加入者1人当たり給付費 112,088円 × 福島支部加入者数 625,247人

＝ ① 70,082百万円

－

②全国平均の年齢階級別の加入者1人当たり給付費に、支部の年齢階級別の加入者数を乗じた額

年齢階層	福島支部年齢階級別加入者数（A）	年齢階級別加入者1人当たり 医療給付費（全国平均）（B）	医療給付費（A×B）（百万円）
0歳～4	32,013	172,706円	5,529
5～9	34,715	84,215円	2,924
10～14	38,433	58,220円	2,238
15～19	41,587	47,894円	1,992
20～24	45,884	48,359円	2,219
25～29	48,580	60,069円	2,918
30～34	51,242	68,502円	3,510
35～39	55,170	73,432円	4,051
40～44	48,940	81,680円	3,997
45～49	46,301	101,350円	4,693
50～54	52,083	129,702円	6,755
55～59	53,418	164,323円	8,778
60～64	48,195	213,504円	10,290
65～69	17,390	282,194円	4,907
70～74	11,296	436,905円	4,935
合計	625,247		②69,736

したがって、
①－②＝**347百万円を加算する（＋0.03%）**

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

【参考】 平成26年度福島支部保険料率について（3）

所得調整額について

平均よりも総報酬額が低い場合は減算する（料率が下がる）

③全国の給付費の総計を支部毎の総報酬額で按分した額

－

①全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の加入者の年齢構成を全国平均とした場合の年齢階級別の加入者数を乗じた額
（＝全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数を乗じた額）

① 70,082百万円

全国の給付費総計
3兆9,849億6,154万5,000円

× 福島支部総報酬額 1兆2,149億5,752万2,199円 ／ 全国の総報酬額 75兆1617億2383万1745円

＝ ③64,415百万円

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

したがって、
③－①＝**5,668百万円を減算する（▲0.47%）**

【参考】 平成26年度福島支部保険料率について（4）

激変緩和措置がある場合は第1号保険料率の算出方法が変わる

支部 → 全国平均 ＋ ／ （全国平均 － 支部）× 激変緩和率

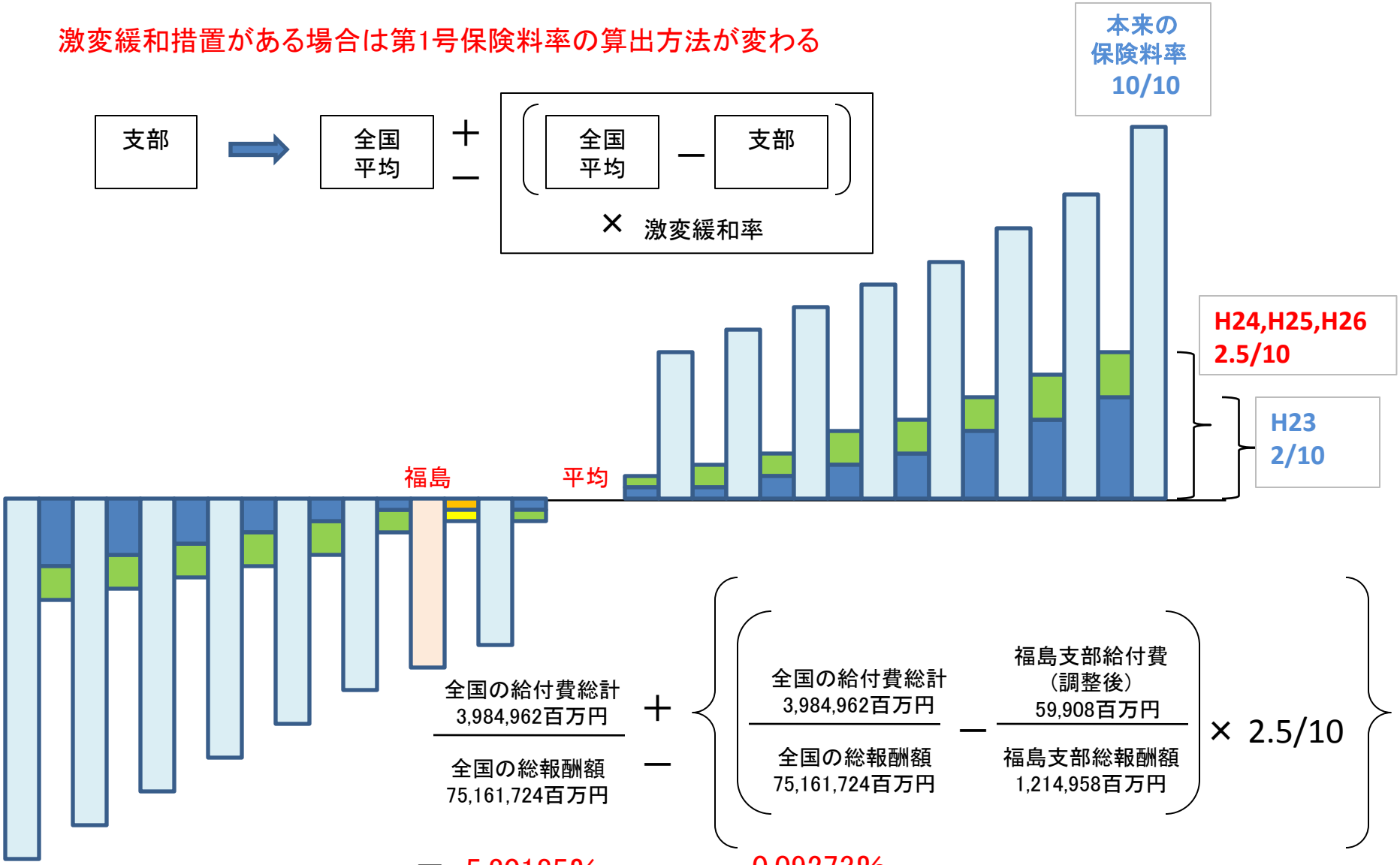

$$\frac{\text{全国の給付費総計 3,984,962百万円}}{\text{全国の総報酬額 75,161,724百万円}} + \left\{ \left(\frac{\text{全国の給付費総計 3,984,962百万円}}{\text{全国の総報酬額 75,161,724百万円}} - \frac{\text{福島支部給付費（調整後） 59,908百万円}}{\text{福島支部総報酬額 1,214,958百万円}} \right) \times 2.5/10 \right\}$$

$$= 5.30185\% - 0.09273\%$$

$$= 5.20912\%$$

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

【参考】 平成26年度福島支部保険料率について（5）

激変緩和措置後の福島支部の保険料率

① 第1号全国平均保険料率
5.301849%

② 地域差分の保険料率
0.09273%

＊ ①－②=福島支部の激変緩和措置後の第1号都道府県単位保険料率
（5.20912%）

③ 福島支部の第2号都道府県単位保険料率
4.57690%

④ 福島支部の第3号都道府県単位保険料率
0.23253%

⑤ 健康保険事業に要する費用のための収入等のうち
支部ごとに協会が定める額を支部総報酬で除して得た率
0.02844%

⑥ 福島支部の特別計上分保険料率
0.00010%

⑦ 平成24年度収支差の精算分保険料率
△0.03270%

したがって、①－②＋③＋④－⑤＋⑥－⑦＝10.02290%　　10.02%（小数点第3位四捨五入）

平成26年度都道府県単位保険料率の算定について（暫定版）

	医療給付費についての調整前の所要保険料率	調整（b：%）		医療給付費についての調整後の所要保険料率	所要保険料率	激変緩和率	保険料率（激変緩和措置後）（精算・特別計上除く）	保険料率（激変緩和措置後）（精算・特別計上含む）
	（a：%）	年齢調整	所得調整	（a＋b：%）	（a＋b＋4.78：%）		（c：%）	（d：%）
全国計	5.30	－	－	5.30	10.08		10.08	10.08
福　島	5.37	0.03	▲ 0.47	4.93	9.71	0.27819958	9.99	10.02

平成26年度の特別計上分については、今後、評議会での議論を踏まえて変更となる可能性があるため除いている。

【参考】 平成26年度福島支部保険料率について（6）

福島支部保険料率の凍結

① 平成24年度と同率にするための必要額 （準備金取崩し額）

＜準備金取崩しに係る料率＞

平成26年度保険料率		平成24年度保険料率		
10.02290 %	－	9.96%	≒	0.0629%

＜準備金取崩し額＞

取崩しに係る料率		福島支部の総報酬額			
0.0629%	×	1,214,958百万円	≒	7.6億円	・・・(A)

② 本来の準備金取崩し額 （総報酬按分額）

$$\text{準備金取崩し額（総額）}\ 607\text{億円} \times \frac{\text{福島支部の総報酬額}\ 1{,}214{,}958\text{百万円}}{\text{全国の総報酬額}\ 75{,}161{,}724\text{百万円}} \fallingdotseq 9.8\text{億円} \quad \cdots(B)$$

③ 平成28年度に精算する額 （2年後精算額） ・・・・・ (B)－ (A)

7.6億円	－	9.8億円	≒	△2.2億円	（H28年度保険料を下げる要因）

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

資料2-2

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2･3 月
運営委員会		・H27 保険料率に関する論点 ・アクションプランの評価（Ⅱ） （H25 パイロット事業報告等） 9/16	・H27 保険料率 （平均料率、激変緩和措置、都道府県料率 等） ・H27 事業計画 ・H27 予算 （大枠の確定） 10/16 11/7 12/9 12/25			・事業計画、予算の決定 ・H27 都道府県単位保険料率の決定 1/下（予定） 支部長からの意見の申出（仮）	（保険料率の広報等）
支部評議会		・H27 保険料率について ・H27 支部事業計画（支部の独自事業など） ・H27 予算（特別計上経費） ・データヘルス計画		支部評議会の意見の提出		H27 都道府県単位保険料率 ・支部事業計画 ・予算（特別計上）	
その他				11/18 全国大会			
（備考） 国	8 月末 概算要求（締切）	医療保険部会 集中的な議論			政府予算案 閣議決定	27 年通常国会 医療保険制度改革法案 激変緩和率の提示 保険料率の認可等 事業計画、予算の認可等	